表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について

2018年9月

法政大学

日本統計研究所

表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について

森 博美*

はじめに

近代統計の黎明期において政府が行う統計調査の多くは、いわゆる表式調査として実施された 1)。この調査方式は地域を調査単位として表式と呼ばれる表形式の調査様式を地域の報告担当 者に提示しその各欄(セル)に地域のそれぞれ該当する数値の報告を求め、得られた情報を町村、市郡、府県といった行政組織レベルで順次集約し、その結果を地域階梯に従って上申させることで実態の統計的把握を行うものである。そこでは、現在政府統計で一般に用いられている個人や 世帯、あるいは企業や事業所といった個々の統計単位を直接対象とした個票(小票)を用いた調査(個票調査)とは異なり、統計の作成に用いる情報(統計原情報)は最初からそれぞれの地域の集約結果という集計量として収集されていた。

筆者は、調査個票によって収集された統計情報の情報特性に関して、当該調査票情報以外の 異種データとのデータ統合による情報次元の拡張可能性という観点からこれまでいくつかの考察 を行ってきた〔森 2009、2011a、2011b、2012a、2012b、2013d、2014、2015〕。個体ベースでの 調査票情報の拡張可能性は統計史的には個票調査の開始以来調査票情報が内在させていたも のであるが、現代の情報技術がデータ統合を実質的に可能にすることで初めてそれが顕在化する ことになったものである。その点でいえば、統計はこれまで長きにわたり、統計原情報の拡張可能 性という調査個票情報が持つこのような情報特性に気付くことなくその歴史を重ねてきたことにな る

このような個票調査票情報が持つ統計原情報の潜在的拡張可能性という情報特性の解明については、集計量という個体情報とは対極にあるデータ形式による統計原情報の収集を行う調査方式である表式調査における調査票情報との対比からも何らかの有益な示唆が得られると考えられる。筆者が〔森 2013c、2017〕で表式調査の諸特徴を考察したのも、このような研究上の動機によるものである。

後に述べるように調査方式としての表式調査に対しては様々な問題点が指摘されている。そこ

^{*} 法政大学日本統計研究所名誉研究員

¹⁾ 足利は 19 世紀中葉までのプロイセンにおける人口調査の実施状況について、Engel の指摘に基づき当時の表式調査による人口調査について次のように説明している。「これまでのプロイセンの人口調査において、調査票(Erhebungslist)と調査結果の表現形式である統計表(Tabelle od. Publikationstabelle)の両社が区別されていなかったということである。このことは、調査法の観点からいうと、統計調査において、調査単位の直接的把握がなされていなかったということを意味する。プロイセンにおける調査のこのやりかたは、エンゲルによれば、プロイセンの初代統計局長ホフマン(Hoffmann)に発する。それは、すでに統計表の形で与えられている一連の用紙があって、調査というのは、その用紙に必要な数字を書き入れることであった。」 [足利 1966 157-8 頁]

で示されている見解の多くは、統計調査について一種の発展段階論的なものを想定することで個票調査に先行する歴史的未発展段階にある調査方式として表式調査を位置づけるというものである。ただし実際の調査の展開を歴史的に辿ってみると、次節において概観するように、表式調査として一括されているものの中にも実際にはいくつかの調査技術の展開が確認され、その初期の段階で調査が抱えていた様々な課題が順次改善され一つの調査方式としてより完成度の高い標識調査へと変貌を遂げていることがわかる。

そこで本稿ではわが国における表式に基づく統計作成の完成期にあると思われる調査形態を 想定し、それと今日における政府業務統計(第二義統計)の作成方式に見られる表式報告との異 同を比較考察することによって、統計原情報の一つの獲得方式としての表式調査の特徴、さらに は表式調査と業務統計との関係などについて考察してみることにしたい。

本稿の構成は大要以下の通りである。第1節ではわが国明治期の物産表・農産表を取り上げ、表式調査の調査方式としての展開、整備過程をあとづけるとともに、それの調査方式としての完成形とされているものがどのような調査形態を持つかを確認する。第2節では表式調査に対するこれまでの代表的な所説を取り上げ、識者が表式調査をどのように位置づけあるいは評価してきたかを概観する。第3節は二つの内容からなり、前半では[上杉 1960]の第二義統計の類型論に依拠し特にその第1、第2形態として論じられている諸統計における統計原情報の収集方式のパターンの違いも含めて政府業務統計の特徴を明らかにする。さらに、業務統計の作成過程には地方行政組織に対する表式報告という表式的調査方式が見られることから、この節の後半では後述する業務統計と表式調査との関係を論じるための予備的考察を行う。第4節では政府業務統計の一つとしての都市計画基礎調査を取り上げ、調査実施の制度的根拠や調査事項、それに調査実施の仕組みの概要などを紹介する。第5節では第3節で行った予備的考察をふまえて都市計画基礎調査の政府業務統計の第1・第2形態や表式調査との異同などを論じる。さいごに本稿のむすびでは、今回の考察から得られた統計原情報収集方法としての表式調査の特徴さらには表式報告という業務統計の作成過程に見られるデータ形式の表式調査におけるそれとの相違点などについての総括的考察を行う。

1. 近代統計の黎明期における表式調査の展開

(1)物産調査の前史

明治2年4月27日に会計官(後の大蔵省)は、達第398号によって府県並びに諸藩に明治元年までの過去5年間(「子ヨリ辰迄」)の「平均租税其外諸入費」の報告を命じた〔輯覧19321-2頁〕。なお「村高取調」といわれる租税調査では、付帯事項(「外」)として、

「物産ノ事

但村々ニテー箇年分目当高ヲ管轄中惣括ニシテ申立候事」

として各村からの物産報告が求められた。しかし、租税並びに歳出に関しては各村に対して所定の雛形に従った取り調べ結果を「美濃紙堅帳二仕立」てた形式による報告を求めたものの、物産については単に各村単位で1年分の総計を別冊にて報告するよう求めるに留まっていた[同 2頁]。また同 6月 25日付けで「地所蔵米ノ諸家」に対して出された達第 577号の中にも、「諸産物及諸税数取調可申出事」として税と並んで産物に関する報告要請が見られる[同 3頁]。なお、同年 9

月には民部省達第 954 号が、また同じく 10 月 24 日には同第 1011 号、第 1012 号が各府県あるいは藩(第 1012 号)により雛形を示した国高の同省への報告を求めているが、これらには物産報告は付帯されていない[同 4、5-7、8-9 頁]。

(2)物産表

わが国で一般に生産統計の嚆矢とされるのは、明治3年9月の民部省達第623号による「物産表」の報告徴集である「発達史196043頁」。なおわが国における統計史研究において数多くの優れた業績を遺した鮫島龍行は、この通達による「物産表」を「統計調査の初期の形式である表式調査の原型」「鮫島197111頁]として位置づけている。この通達は、「人口取調之儀ハ先般当省ニ於テ相達候ニ付取調中ニ可有之」とし、ついては「産物ニ儀モ別紙雛形之通一同取調」「日数30日ヲ限リ可差出事」「輯覧193221頁]として、雛形を示して、米・雑穀・塩類・油類・酒奨・茶葉・砂糖・菓類・紙類・漆・蝋・木綿・麻ちょ(麻の一種)・蚕卵紙・生糸・羽毛皮・革類・海産・魚類・草類・漆器・鉄器・磁器・織物・金石類・染草・木材・薬品・雑品といった品目分類に従い、各府県から民部省への報告を求めるものであった[同21-3頁]。

雛形に記された記入に際しての説明文によれば、記入するのは品目別の年総額の平均値であり、これらの品目以外にも適宜追加することとし、雑穀、雑品等については報告者側で適宜その分類を行い名称を記載し、またその数が不明なものについては単にその有無を記載するよう指示されている。このように、当初の物産表の報告様式では、記入すべき調査の参照年も曖昧で、各項目の記入内容についてもその多くを記入者の裁量に委ねていた。

明治4年7月の民部省の廃止に伴い、物産表の作成業務は大蔵省へと移管された。それに伴って大蔵省は明治5年3月13日同省達第37号によりそれまでの民部省達第623号を廃止し、新たな様式に基づく物産調査(産物表)を実施することになった。

この通達には「別紙雛形ノ通年々算出ノ総計取調翌正月限可差出事。但右ハ国内出産ノ総数取調候儀ニテ収税等ニ拘リ候儀ニハ無之候間下々於テ疑惑不致候様説諭可致事」〔輯覧 1932 26 頁〕と記されており、それまでのように曖昧な参照期間をもって算出した年平均額ではなく明示された期間についてその年計を記入すること、さらにはこの調査が徴税とは無関係のものであることを報告者に周知するよう要請されている。なお、新しい雛形では米については府県内での消費と他府県への移出との内訳欄が新設され、また雑穀類については主要品目(大豆、小豆、栗、稗)を雛形に予め特記しそれら以外の雑穀については可能な限り書き出すこととされ、米以外の麦、雑穀類、園蔬については、府県内消費分以外の「地味適当ノ物品及ヒ他国へ輸出ノ分大数可調出」すように指示されている。この他にも畜海産物、工芸品等 42 品目について、通達はその土地の品物を遺漏なく調べ、また総称が等しく多種の品目を持つ物品については略表を別途作成して報告するよう要請している。

明治6年11月の内務省設置を受けて物産表の事務は大蔵省から内務省へと移管される。新たに所管官庁となった内務省は、明治7年7月17日に勧業権頭河瀬秀治名でそれまでの「県管内物産取調通達」を改正した内務省甲第18号布達を発する。そこでは、「大蔵省壬申第37号並6年第187号ヲ以テ布達置候処物産ノ数量並元価明瞭ナラサル廉モ有之候ニ付最前布達置候内自用費消他国輸出ノ区分ハ相廃止右ニ拘ハラス其他生産物品多寡元価等追加書式雛形ノ通無遺漏取調年々翌3月限可差出候」〔同34頁〕として、自府県内消費と他府県への移出の区別を

廃止する一方、この間の物産表で数量か価額(通価)かが詳らかでなかった点を改めその双方を調査することを求めている。さらにこの通達でもまた「物産取調ノ趣旨或ハ貫徹致サス却テ税額ノ増減ニモ関渉致スヘキヤト無謂忌疑ヲ抱取調方自然不都合ヲ醸シ候向モ有之哉ニ相聞へ以ノ外ノ儀ニテ」〔同 34 頁〕として、改めて物産表調査が税務調査とは無関係であることの周知をはかっている。

この内務省の布達に関しては他にも注目すべき点がある。それは集計表作成の際の前提となる計量単位の互換性に関する指摘である。これについて布達の「物産調査凡例諸言」は、以下のように記している。

「夫物産各種ノ尺度数量ノ名称ハ其地ニ因テ其称ヲ異ニシ某地ニテ何枚ト唱フルモノ某ノ地ニテ何丸何巻ト云ヒ或ハ何石何升ト唱フルモノ何駄何貫ト称ス如此種類其数少カラス全国生産物品ノ数量ヲ計算シ其他ノ通価ヲ較量スルニ至リ計算シカタキモノ多多アリ然リト雖トモ今俄ニ之レヲ普通ノ数量ニ換へ難キハ勿論動モスレハ虚構ノ弊ヲ免レス故ニ当分斤束及ヒ疋反箱等都テ数称ニ拘ハルモノハ各地方現今実際ノ称数ヲ以テ記載シ仮令ハ1斤此量何百目又ハ1駄此量幾箇或ハ幾貫目幾枚ト云フ類ノ如ク必ス量数ヲ附記シ物品中品位ノ精粗良悪ニ因テ価格大ニ違フモノハ同品目中之ヲニ三等ニ区分シ其品位ニ従テ元価ノ適当ヲ得総計類纂ニ便ナラシムルヲ要ス

元価ハ総テ金貨ニ換算シ記載スヘシ

各物産ノ価ハ毎月時価ヲ調ヘ之ヲ1ヵ年ニ平均シテ記載スヘシ 数称

- 一石 米穀類並帆船川船等ニ記載ス。船ハ石数艘数共附記ス
- 一噸 汽船又ハ帆前三檣等西洋形船舶ニ書載ス
- 一斤 百六十目ヲ以テ一斤トスルヲ恒例トス
- 一坪 間尺寸共二四方及ヒ六面ヲ称スルニ用ユ
- 一尺〆方一尺長二間ノ角ヲ尺〆一本トス
- 一反 鯨尺凡二丈六尺トスルヲ恒例トス
- 一荷 凡六貫目ヲ以テ恒例トス
- 一駄 凡三十六貫目ヲ以テ恒例トス

其他本。束。枚。疋。筋。頭。羽。尾。箱。樽。桶。籠。俵。梱。丸。巻。挺。棹。把。顆。杯。帖。部。冊。張。壜。瓶。壺。曲物。蓋。脚。輌 以上掲クル如ク其品物ニ因リ其数称ヲ異ニスルト雖モー般普通定数ノ称アルノ他ハ物品中各々数量ヲ詳ニ記載スルヲ恒例トス」
[同 34-6 頁]。

なお調査品目は、穀類(14 品目、その他)、米穀質并ニ澱粉類(12 品目、その他)、醸造物類(9品目、その他)、園蔬類(5品目、その他)、種子并菓實類(9 品目)、柑類(12 品目、その他)、薬種并製薬類(41 品目、その他)、油蝋類(11 品目、その他)、禽獣類(18 品目、その他)、蟲魚甲貝類(20 品目、その他)、海藻類(5 品目、その他)、菌蕈類(4 品目、その他)、飲料及食物類(11 品目、その他)、煙草類(3 品目、その他)、金銀銅鉄類(18 品目、その他)、玉石礦幸土類(27 品目、その他)、糸綿麻類(17 品目、その他)、縫織物類(9品目、その他)、皮革羽毛類(10品目、その他)、紙類(9品目、その他)、文具類(10品目、その他)、熊席類(9品目、その他)、諸機械及農具工具鉄銅具類(19品目、その他)、染具塗具及絵具類(11品目、その他)、化粧具類(8品目、その他)、漆器類(14品目、その他)、陶器類(11品目、その他)、藤竹葭器類(12品目、

その他)、桶樽類(7 品目、その他)、戸障子箱指物類(7 品目、その他)、竹木類(10 品目、その他)、網縄類(11 品目、その他)、肥料及飼料(6 品目、その他)と極めて多岐にわたっている。

その後内務省では、明治 7年の甲第 18 号布達による物産表調査が上記のように「品類煩雑ニ渉」ったことの反省に立ち、「地方ノ労費ヲ増シ候ニ付今般更ニ改正先ツ一般生産ニ緊要ナル農産物ヲ選ヒ種類節減」〔同 59 頁〕に資するために明治 10年8月11日の内務省乙第72号達を改めて発し、把握品目を農産物に限定した「農産表」として新たに様式を定め直して調査を実施することになった。なお第72号達には、農産表作成の手引きである「農産表編成例言」と作成すべき農産表の雛形も例示されている。

このうち「農産表編成例言」には、調査実施の目的の他、「各地一般ニ耕種スル所ノ日用食料ノ要品」である「普通物産」14 品目(米、糯米、大麦、小麦、裸麦、栗、黍、稗、大豆、蕎麦、蜀黍、玉蜀黍、甘薯、馬鈴薯)と「特有物産」(「地質気候等ノ異同ニヨリテ産出ノ地方限リアルモノ」)28 品目(實綿、麻、繭、生糸、藍葉、製茶、甘蔗、楮皮、(雁皮三亜ノ類ニ準ス)楮皮、生蝋、漆汁、葉煙草、菜種、紅花、紙類、人参、椎茸、藺、蜂蜜、食塩、乾鮑、乾蝦、乾魚、鯣、鱶鰭、海参、鰹節、石花菜、干鰮)の合計 42 の調査品目が記載されている。なお、この他にも蔬菜果実に関しても、貯蔵がきき遠距離輸送が可能な紀州の密柑、甲州の葡萄、美濃の柿等については特別に報告を求めている。また把握は原則といて郡毎に行うこととし、使用する計量単位については、穀塩類には石を、その他の品目については斤(160 匁)を使用すること、さらに単位(1 石 1 斤)当たりの価額(通価)については郡内の平均価格を記載するよう指示している[同 59・60 頁]。

明治7年の内務省甲第18号布達による物産表調査で品目別の通価が新たに報告事項に加えられたが、農産表はこれらに加えて産額の対前年増減を、また普通物産については播種地面積の対前年増減の報告も求めている。さらに「農産表編成例言」には、様式に記載する情報の収集手順や記入の際の心得等についても、「凡ソ物産ノ調査ハー時ニ各種ノ全備ヲ求メテ反テ其實ヲ得サランヨリモ寧ロ下手ノ緩急難易ヲ酌量シテ特ニ全力ヲ有用必益ノ物ニ注キ以テ其詳明確實ヲ要スルニ若カストス故ニ或ハ地方ノ情況ニヨリ産額、耕地、通価、ノ三目中ニ於テー時其實数ヲ得難キモノハ姑ラク其本目ヲ闕略シテ漸次ニ之ヲ補填スヘシ倘シ各目均シク詳カナラサルモノハ亦敢テ憶算セス須ラク他日ヲ待テ之ヲ調査スヘシ」〔同 60 頁〕と詳細に明記されている。

(3)農商務通信規則

日本統計研究所編『日本統計発達史』は、明治 16 年 12 月 28 日付で農商務卿西郷従道名が 農商務省達第 21 号として出した「農商務通信規則」の制定を、わが国の生産統計が新たな段階 に入るひとつの画期としている〔発達史 1960 59 頁〕。

この「通信規則」は報告の徴集系統に関して、「農商工山林ニ関スル事件」について「此規則ニ拠リ府県庁及ヒ通信員ヨリ主務局ニ報告シ主務局ハ府県庁又ハ通信員ニ諮問応答スヘシ」と規定している。なおここでの報告には「定期報」と「臨時報」とからなり、統計報告はこのうちの「通信事件中特ニ報告期限ヲ定メタルモノ」に該当する。同規則はまた、これらの定期・臨時報の他にも農商工山林に関する文献、改良、発明、博覧会、集会等広範囲な情報の主務局への報告を府県庁や通信員に対して求めている。

農商務省の主務局が各府県庁に対して通達した通信事項及びその附録様式の原様式は残存していない。なおこの点について、『輯覧』は、「主務局ヨリ各府県ニ通牒セル通信事項及附録様

式ハ発見シ得ザリシモ右ノ農商務通信規則ニ拠リテ佐賀県ニ於テ定メタル工業通信事項及商業通信事項並右両様式ヲ発見シ得タルヲ以テ次ニ参考トシテ掲グ」〔輯覧 1932 84 頁〕として、明治 17 年佐賀県乙第 91 号達による工業通信事項及附録様式〔同 85-114 頁〕と同年佐賀県乙第 119 号達による商事通信事項及附録様式〔同 115-144 頁〕を資料として収録している。しかしこの「通信規則」それ自体による具体的な報告事項の詳細は不明である。そこで『日本統計発達史』は、明治 19 年 3 月の農商務省令第 1 号「農商務通信事項様式」のうちの農業に関する部分の一覧を以下のような参考資料として掲げている。

農業部

田畑自作地小作地概算表^(*)、米穀作付反別概算表、米穀収穫石高概算表、麦作付反別概算表、麦収穫石高概算表、夏成秋成物被害耕地概算表、大豆其他15品目農産物産額概算表、生 蝋漆汁産額概算表^(*)、繭産額概算表、蚕糸蚕卵紙真綿産額概算表、製茶産額概算表、製糖産額概算表、牛数表、屠牛表、馬数表、豚数表^(*)

水産部

漁船表、乾鰮搾滓魚油産額概算表、海産物産額概算表(*)、漁業収益表、製塩表 山林部

民有山林概計表(*)、民有植林表

(*)は5年毎の報告

なお、この他にも「農業概況」として、

- (1)田圃諸作物製造料植物果樹及食料製造料二供スベキ野生植物等ノ景況
- (2)蜂蜜、家禽の暑況
- (3)家畜及食料製造料ニ供スベキ野生動物等/景況
- (4)開墾/景況
- (5)肥料ノ景況
- (6)海川沼地ノ魚介獣虫病ノ害都テ水稲ノ産物ニ影響アルモノ其ノ害ノ浅深等、米作・麦作・養蚕・製茶・綿作・菜種ニ関スル農業概況
- の報告が求められている。[発達史 1960 64-5 頁]

その後、明治 22 年 4 月 17 日には農商務大臣井上馨名で出された農商務省訓令第 26 号によって上記省令第 1 号による農商務通信事項様式中の概況報告の部分が廃止された〔輯覧 1932 243 頁〕。またこの訓令では、様式のうち「田畑自作地小作地概算表」の報告周期が毎年に改められ、報告様式の部分的修正も行われたとされている〔発達史 1960 66 頁〕。なお『輯覧』にはこの訓令を受ける形で兵庫県が農工商通信事項として定めた農業、工業、商業、諸会社及諸製造所、職業、賃銭、貯蓄に関する様式が収録されている〔輯覧 1932 247-280 頁〕。

これによれば、郡毎に田畑の所有(自作・小作)別の面積(段)、作物別の作付面積(段)、収穫高、一段歩当たり収穫高、米穀・麦作付被害が調査されているほか、製造方法別、品目細分別の産額等を概算表様式によってその報告を求めている。さらに牛馬については年次別の用途別頭数等も報告事項とされている。明治22年の農商務通信規則の改正で最も注目すべき点は、所有形態別の田畑面積や耕作等の用途別牛馬数といったそれまでの単なる品目別の収穫高・生産高調査、金額調査から、あくまでも集計量としてではあるが、農産物品の生産に関わる投入面についても部分的に把握しようとしている意図がうかがえることである。

(4) 農商務統計報告規程

明治 27 年 5 月 3 日、農商務大臣榎本武揚名で北海道・府県庁あてに出された農商務省訓令第 17 号は、それまでの農商務通信規則を改めて新たな農商務統計報告規定を定めるものであった。その改正主旨は、「農商務通信事項統計様式ハ明治 22 年二改定シ爾後数年間實施ノ成蹟ニ鑑ミ今日ノ時宜ニ徴スルニ其調査事項方法ヨリ科目ノ繁簡種類ノ区別報告ノ期限等ニ至ルマテ改良ヲ加フヘキモノーニシテ足ラス是今回更ニ改正ヲ加ヘタル所以ナリ」〔同 330 頁〕としている。同訓令によって導入された「農商務統計報告規定」は、以下の点で従来の「通信規則」とはその内容を異にするものであった。

まず「統計報告規定」の施行に先立って出された3月30日付の同省訓令第14号によってその特徴を見てみよう。

第一にこの「統計報告規定」は、農商務統計表として米、麦、食用及特用農産物、桑畑茶畑段別、牛馬、牛馬羊豚屠数、蠶糸真綿及蠶卵紙、春蠶、夏秋蠶、茶、砂糖、漆汁、織物、陶磁器、漆器、青銅器銅器、摺附木、和紙、畳表茣蓙類、菜種油及生蝋、会社票、工場票、賃銭、物価、新造漁船、廃用漁船、難破漁船、新製漁網、漁獲物、水産製造物、食塩について、それぞれ詳細な記入要領を付けた様式を示して毎年報告期限を定めて報告を徴集するものである。特に農業関係の報告事項に関して明治22年の通信規則から大きく変更されたのが、田畑自作地小作地概算表が削除された点である。なお、その変更理由については、「農商務統計様式改正要旨」によれば、「夫レ事物ノ調査ニニ種ノ大別アリーヲ現在調査ト云ヒーヲ異動調査ト云フ・・・・今回改正ノ様式ニ定ムル所ノモノハ主トシテ異動調査ニ属スルモノニシテ少ナクモ毎年一回之レカ調査ヲ為スニアラサレハ以テ本邦農工商業ノ實況及其変遷ノ跡ヲ審ニスル能ハサルモノナリ而シテ現在調査ニ属スルモノハ茶畑桑畑段別及牛馬数ノ如キ異動調査ノ事項ト離ルへカラサル関係アルモノニ三ヲ挙ケタルニ過キス是レ完全ナル現在調査ハ精密ノ討査ヲ要シ労費尠カラスシテ各庁現在ノ経費及人員ノ能ク辨スヘキニアラサルヲ以テ他日素西諸国ニ行ハル、如キ調査ヲ實施スルノ機ヲ待ツノ意ニ外ナラサルナリ」[同 330 頁]とされている。

ここからわれわれは、当時の政府は現在調査(静態調査)と異動調査(動態調査)が対象の体系的な統計的把握に不可欠であるとの認識は持ちつつも、調査実施の当事機関である地方庁の業務負担量が過重となることに鑑みて静態面の調査、特に中心的な現在調査である田畑自作地小作地概算表を中止せざるを得なかったという調査実施者側の苦渋の決断を読み取ることができる。第二の変更点は、農商務統計表に加え、米作については開花、成熟について、また麦についても成熟の作況状況についての定期報告が義務づけられたことである。さらに蠶兒については、掃立から3歳までの現況を毎年5月31日現在で報告するよう求められている。

第三の特徴は、統計調査の実施に関する制度面での体制整備で、新たに農商務統計調査員制度が設けられた点である。この改正によって地方で郡市町村の吏員に農商務統計表の調整に従事させる際には、新たに統計調査員を設け統計作成事務を補助させることになった。なお、農商務統計調査員の事務内容について、規則第 6 条は、「統計材料ノ蒐集ニ補助ヲ与フルコト、蒐集調査セシ統計ノ適實ナルヤ否ヤノ協議ニ与カルコト、統計調査ニ関シ意見アルトキハ地方長官又ハ農商務統計主任へ之ヲ開申スルコト」、と規定している〔同 326 頁〕。

2. 表式調査に対するこれまでの評価

ドイツ社会統計学派の泰斗として知られるマイヤー(Georg von Mayr)は、表式調査法による統計原情報の獲得を「実地調査における手落やその計算における不注意を随時検査することを不可能ならしめる」[Mayr S.98、大橋訳 236 頁]「「簡略概数査定法」と呼ばれる稚拙な方法」 [同 S.97、235 頁]と評し、また鮫島も「統計表の形式は、統計表の形式さえととのっていれば、その数字がどんな手続きでえられたかを問わないし、また問うこともできない方式」[鮫島 1971 27 頁] であるとしている。彼らは表式調査が統計原情報の獲得に際して、「調査票形式と集計表形式とを明確に区別しなかったこと」[Mayr S.97 大橋訳 235 頁]が、調査によって得られた統計原情報さらに究極的には作成される統計の質を限界づけているとする。そして集計様式とは別に調査個票という統計原情報の獲得に特化した様式の導入こそが「近時の統計技術の進歩」[同 S.98 236 頁]に他ならないとする。このように彼らは、表式調査に対して個票に基づく大量観察という視点からそれを調査史における個票調査に先行する前近代的調査方式として位置づける。

事実、初期の表式調査においては調査実施者側では統計原情報の収集過程に対してはさして関心は払われていなかった。その結果、静態量と動態量の区別も曖昧であり、数量と金額による報告の指示も明確さを欠くものであった。さらに各地域から提出される報告では記載数値の度量衡の計測単位が統一性を欠くなど、表式によって収集された統計原情報は集計処理面で多くの困難を抱えていた。

このような表式調査について、鮫島は統計の体系性関して、「維新当初の税制改革を機として 開始された物産表、農産表、物価表などによる各表式調査は、たんなる物品の生産高と相場についての情報を集めただけであって、国民の経済活動を産業という視点でとらえようとする意識は少なかった。むしろそういう視点を欠いていた」〔鮫島 1971 52 頁〕とする。また統計による対象反映性についても、表式調査では「統計は一般に数量的記録であればよいと考えられ、それが集団を記述したものであるという認識には達していなかった」〔同 73 頁〕とその限界性を指摘する。

表式調査によって獲得された統計原情報の集計は、表式が許容する範囲に限られる。しかしこの 点は当時の統計の作成目的が基本的に生産品目ごとの年間生産量の把握という単純集計にあっ たことから、調査実施者側では獲得された統計原情報が有するこのような集計面での制約が統計 上の問題として特に強く意識されることはなかった。

第1節ですでに概観したように、このような表式調査も、明治初期の調査で地方に対して報告を求める事項を単に列挙しただけの形式ものから明治16年の「農商務通信規則」さらには明治27年の「農商務統計報告規程」の制定により全国統一様式を用いた調査へと漸次調査方式の整備が図られる。このような表式調査の調査方式の拡充整備を鮫島は、「維新以来の伝来的な数字的報告形式の拡大延長の一つの頂点」[同53頁] すなわち、「江戸時代からの書き上げ方式を形式的に整備した」「前近代性を保持したままでの旧調査体系のひとつの頂点」[同28頁]をなすものとして特徴づける。

以上みてきたように、表式調査については「調査項目を各種の目的に応じて自由に製表することはできないし、調査上の誤りを修正することもできない」〔同 343 頁〕といったように、結果利用の多様性さらには統計原情報の表式への書き上げの質ならび書き上げ結果に対する検証可能性の点で本質的な欠陥を有する集計技術の未発達段階に見られるあくまでも前近代的統計作成方式として一般には論じられてきた。

ところで、「統計生産(作成)の歴史性」「木村 1992 117 頁]という視点から表式調査を歴史的な統計作成形態の一つとして捉える木村太郎の表式調査論はやや独特である。多くの論者が表式調査を統計調査法の未開段階にある不十分で幼稚な統計作成の方法とみなしているのに対して、木村はそのような立場が個票に基づく集団観察法を完成された統計調査法とする立場から表式調査を評価しているものに他ならないと捉える。彼はひとつの調査方式としての表式調査を社会経済の史的展開過程の中に位置づけ、それが封建制から資本主義への過渡期、特に成立間もない時期の資本制国家において特に「共同体的な村落的秩序が残存」する農村部において、「農民も小工業もなおこれら村落に付属する存在」であった状況下では「属地的に統計生産を行うほかはなく」「同 126 頁」、むしろ封建的土地所有勢力の影響力や小都市所有を土台とした村落秩序が支配的であった社会ではより適合的な統計作成方法であり「国家権力による地域支配機構の成立を前提とする属地主義的統計生産方法」「同 128 頁」に他ならないとする。そして、表式調査の精度保証の論理についても彼は、人口だけでなく保有財産や生産などについても人間がその担い手ではなく、それらはいずれも土地に結びつけられたものとして捉えられる土地そのものへの被拘束性にこの調査方式が存立する根拠を求めている。

表式調査についてその統計生産方式としての存在合理性を属地的性格に求める木村の立場からすれば、表式調査の成立並びにそれの個票調査への移行は、まさに封建制下の属地的支配体制の成立とそれの解体過程に随伴した統計作成方式の展開として整理される。ちなみに日本では、明治初期の物産表を嚆矢とする産業統計の特に農業分野での生産統計は昭和 15 年の近藤改革によって属人主義による個票調査に改められるまで 70 年の長きにわたり表式調査として維持された[森 2013c]。

3. 政府業務統計における統計原情報

(1)政府業務統計の二形態

第二義統計とも呼ばれる業務統計の政府統計体系における意義にいち早く注目し、形態分類論的視角からその考察を行ったのが上杉正一郎である。上杉は、政府と国家企業が「統計外の目的のために、統計外の機構(行政機構、経済機構)によって作成される記録にもとづく」[上杉1960 11 頁]業務統計を作成機関の種類及び統計作成に用いられる情報の獲得方式の違いに従って四つの形態に分類し、各形態の業務統計の特徴を考察している[上杉1960]。本節では上杉の所説に依拠しこれらのうち以下の行論の展開に直接関わる第1形態と第2形態について、それぞれの統計原情報がどのように獲得されるかを中心に見ておくことにする。

政府業務統計の第1形態と第2形態に属する諸統計はいずれも政府行政機関をその作成主体とし、上杉はこれらを類別する際の根拠を統計作成に用いられる統計原情報の所在並びにその獲得方法の違いに求める。

まず第1形態を構成する諸統計では、「法令上届出または申告の義務ある者が、官庁の外部にある」「同 9頁」点を特徴としており、行政機関の窓口で受付けた届出・申告等の様式に記載された情報の一部が業務統計作成のための統計原情報となる。住民基本台帳人口移動報告や建築着工統計、雇用保険統計、法人登記統計などがそれに該当する。これに対して第2形態として類別される諸統計では、行政機関自らがその行政活動を根拠づける個別業務法規に従った行政業

務遂行の記録として調書等の記録が組織の現業部門の業務遂行者によって作成される。これらに記載された情報の一部を統計原情報として第2形態の諸統計は作成される。裁判所における裁判記録から作成される司法統計、警察庁が作成する交通事故・違反統計、犯罪統計などがそれに該当する。なお上杉は第二義統計の類型化に際して、組織の外部者によって許認可や承認を求めて提出された各種申告・申請書に対して監督官庁が許認可や承認を与えた裁可結果書類の記載内容に基づいて作成される諸統計を第1形態から第2形態への過渡的性格を持った統計としている[同9頁]。

(2) 行政情報が持つ統計原情報の個体性とその二つの統計的展開方向

業務統計の第1形態において行政機関の窓口が受理する組織外部の者から提出される各種の 許認可申請や届出様式、あるいは第2形態として行政機関の職員が行政行為の遂行過程で作成 する調書等の書類は、データ形式としては何れも基本的に個体ベースの情報である。

個体ベースの行政情報として獲得された統計原情報は、その後行政機関の中で統計情報として二つの方向での展開をたどる。

その第1の展開方向は、獲得された統計原情報に基づく業務統計の作成である。すなわち、それぞれの地域を所管する出先機関等に対して表形式での報告様式を示し、様式の各セルに個体情報の件数あるいはそれが持つ諸変数毎の単純集計値を記入したものを各組織の報告系統を所定の報告期限に従って上申させる表式報告というものがそれである。このような地域別集計結果を地域単位の階梯に従って逐次積み上げることで業務統計が作られている。なお、業務統計が一般に地域単位を欄外変数としたいわば単純集計的性格を持つのには、件数がそれぞれの組織が遂行した一種の業務量報告といった要素を持つことも関係している。

統計原情報として得られた情報のもう一つの展開方向は、その分析的利用である。近年、行政事務の効率化・ペーパーレス化の進展により、行政情報として獲得された情報の多くは個体ベースでの機械可読なデータとして維持管理されている。統計原情報としての数値変数あるいはカテゴリー変数として処理可能な変数の中には、行政機関での独自の分析に活用されているものもある。交通事故調書に記載された情報を用いた事故の要因分析や求人・求職票情報に基づく労働市場分析などがその例である。

ところで、行政情報が持つ統計原情報が地域別に集約され業務統計として編成されるという第1の展開方向を辿る場合、統計原情報の各変数は情報の形態としては集計量に転化する。それはレコードの形式としては地域単位を主体とした擬似的個体レコードとみなすことができる。そこではもともと個体ベースでの行政情報の統計原情報の各変数値がそれぞれの地域について集計され、域内の個体間の差異が平均化される。その結果、変数間の関係もまた地域に関いて平均的ないわば間接的な関係を示すことになる。

これに対して個々の行政情報から得られる統計原情報を構成要素として持つ個体レコードの場合には、変数間の関係性はより直接的である。その点で統計原情報のデータとしての第2の展開方向である個体ベースでの統計原情報は、因果性解明のための分析材料としては、それが地域的集約による情報ロスを被っていないだけにより有効性を持つ。そこでは統計原情報は、それが持つデータとしての個体性の故に、具体的には様々な要因をコントロールしたクロス表あるいはミクロベースでの多変量回帰分析など多様な分析方向に対応することができる。

政府業務統計の第1・第2形態における行政情報としての統計原情報の獲得、さらにはそれを起点とした業務統計作成の実態は大要上述したようなものである。それはかつて村落等を対象境域として最初から集計量を所定の書式(表式)に従って記入することで収集されていた表式調査による統計原情報の獲得方式とは異なり、多くの場合その情報が個体(あるいは個別事象の生起)ベースで把握されていることがわかる。そしてこのことは、作成される業務統計の質が地域による集約という業務統計の編成方法にではなく行政情報そのものが反映すべき現実に対するカバレッジ並びに獲得された統計原情報の質に依存すること、そして個体ベースでの統計原情報を起点としたデータとしての第2の展開方向を持つという点でこれらが質的に異なるものであることを示している。

4. 都市計画基礎調査の調査実施概要

業務統計をその法制度の面からわが国の統計基本法規としての「統計法」ではなく個別業務法規を根拠法として作成される統計と定義するとき、上杉が業務統計の第1あるいは第2形態とした諸統計以外にも業務統計のカテゴリーに属する統計が存在する。本節ではそのひとつの事例として、国土交通省都市局が「都市計画法」を根拠法規として都道府県に作成させている都市計画基礎調査について、その法的根拠や所管部局が調査実施者である都道府県に対して『調査実施要領』によって提示している調査項目や調査の実施方法、さらには都道府県や市町村側の対応などについて概観する。

(1)調査実施の法的根拠

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号、最終改正:平成 26 年法律第 109 号)は、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られることを基本理念」(第 2 条)として、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与」するために「都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項」を定めている(第 1 条)。このような目的を持つ都市計画の策定並びにその改定に際して各自治体が依拠する情報の収集を行っているのが「都市計画基礎調査」(以下、基礎調査と略称)である。

基礎調査実施の法制度的な根拠となっているのが、都市計画法第 6 条の各項並びにそれに基づいて制定された都市計画法施行規則(昭和 44 年省令第 49 号、最終改正平成 26 年省令第 32 号)の第 4~6 条である。

これらの規定のうち法第6条第1項は調査実施の根拠を定めたものである。そこでは、調査実施者として都道府県が都市計画区域を対象地域としておおむね5年毎に人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量など省令に定めた事項に関する現況及び将来見通しに関する調査を行うことが規定されている。なお、同項中に規定された調査事項に関しては省令の第5条がそれらを、①地価の分布の状況、②事業所数、従業者数、製造業出荷額及び商業販売額、③職業分類別就業人口の規模、④世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情、⑤建築物の用途、構造、建築面積及び延べ面積、⑥都市施設の位置、利用状況及び

整備の状況、⑦国有地及び公有地の位置、区域、面積及び利用状況、⑧土地の自然的環境、 ⑨宅地開発の状況及び建築の動態、⑩公害及び災害の発生状況、⑪都市計画事業の執行状況、 ⑫レクレーション施設の位置及び利用の状況、⑬地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項、と定めている。

法第6条第2項は準都市計画区域において実施される調査を規定したものである。そこでは都市計画区域外で将来一体の都市として整備、開発及び保全に支障を来たすおそれがあると見込まれる準都市計画区域について、必要に応じて都道府県が基礎調査を実施するとされている。なお、準都市計画区域を対象に実施する調査は、政府又は地方公共団体が行う調査結果の集計及び必要な調査の実施によって行われる。また準都市計画区域に対して行う基礎調査については、省令第6条の2によってその調査項目が、①世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情、②建築物の用途、構造、建築面積及び延べ面積、③土地の自然的環境、④宅地開発の状況及び建築の動態、⑤公害の発生状況、⑥地域の特性に応じ都市計画策定上必要と認められる事項の6項目に限定されている。

法第6条第3項は、基礎調査の実施に際して調査実施者である都道府県の関係市町村に対する資料提出要請権限を規定したものである。

さいごに法第6条第4項と第5項は、調査実施者の調査結果報告義務を規定したものである。 まず第4項では、調査実施者である都道府県は、省令第6条の3の規定に従い、調査終了後遅滞なく調査結果並びにその概要を書面によって関係市町村に通知する義務を負っている。また第5項は、国土交通省が都道府県から必要に応じて調査結果についての報告を受ける権限を規定したものである。

調査を所管している国土交通省では調査のいわば雛形マニュアルとして『都市計画基礎調査実施要領』を定め、各地方自治体に対してその実施を要請している。一方で調査実施者側である都道府県並びに一部の市町村では、本省の所管部局から公開された『実施要領』を参考に県独自の『調査要領』や『調査マニュアル』等を作成している。また調査実施業務を業者等に外部委託する場合には、入札希望業者に対して調査業務の内容や調査実施に係る守秘義務等を明記した『調査業務仕様書』等を提示し調査の実施にあたらせている。なお、国土交通省の所管部局が作成した『都市計画運用指針』には、長期的な見通しに基づいて作成される都市計画の合理性の確保並びに都市計画に伴う権利制限の公平性・公正性の担保のためにも「基礎調査」による都市の現況と将来見通しの把握が必要であること、さらには調査そのものは都道府県を調査主体として実施されるものであるが、「市町村が実施する調査の結果を活用するなど、市町村と連携して効率的に調査を実施することが望ましい」[指針 327 頁]といった点が明記されている。

(2)『都市計画基礎調査実施要領』

国土交通省都市局では、平成 30 年を概ね基準時とする調査の実施に先立って平成 25 年 6 月 に『都市計画基礎調査実施要領』(以下、『H25 要領』と略称)を策定、公開している。これは昭和 62 年 1 月 29 日付建設省都計発第 11 号建設省都市局都市計画課長通知による『実施要領』(以下、『S62 要領』)を 26 年ぶりに改訂したものである。

基礎調査の実施に関わる部分について『H25 要領』はその「見直しの主旨」において、「GIS の活用を前提とした都市計画基礎調査を実施することにより、・・・公表データの活用による経費等の

削減、分析の高度化への対応、都市計画 GIS や他分野との連携による行政事務の効率化・高度 化などへの寄与が考えられる」[H25 要領 0-1 頁]として、GIS の導入・活用を積極的に推進する ことを提唱している。

以下、『H25 要領』の記載内容を参考に、基礎調査によって収集すべきとされている項目並びに 収集方式等、調査実施にあたっての指示を見てみよう。

1)調査項目

『H25 要領』には、基礎調査による収集データ項目として次の表 1 として掲げた 10 分類 37 項目が列挙されている。

表1 収集データ項目一覧

	ダ				
分類					
① 人口	C0101	人口規模			
	C0102	DID			
	C0103	将来人口			
	C0104	人口増減			
	C0105	通勤·通学移動			
	C0106	昼間人口			
② 産業	C0201	産業·職業分類別就業者数			
	C0202	事業所数•従業者数•売上金額			
③土地利用	C0301	区域区分の状況			
	C0302	土地利用現況			
	C0303	国公有地の状況			
	C0304	宅地開発状況			
	C0305	農地転用状況			
	C0306	林地転用状況			
	C0307	新築動向			
	C0308	条例·協定			
	C0309	農林漁業関係施策適用状況			
③ 建物	C0401	建物利用状況			
	C0402	大規模小売店舗等の立地状況			
	C0403	住宅の所有関係別・建て方別世帯数			
⑤都市施設	C0501	都市施設の位置・内容等			
	C0502	道路の状況			
⑥交通	C0601	主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度			
	C0602	自動車流動量			
	C0603	鉄道・路面電車等の状況			
	C0604	バスの状況			
⑦地価	C0701	地価の状況			

⑧自然的環境等	C0801	地形·水系·地質条件		
	C0802	気象状況		
	C0803	緑の状況		
	C0804	レクレーション施設の状況		
	C0805	動植物調査		
⑨公害及び災害	C0901	災害の発生状況		
	C0902	防災拠点·避難場所		
	C0903	公害の発生状況		
⑩景観•歴史資源等	C1001	観光の状況		
	C1002	景観・歴史資源等の状況		

[出所] [H25 要領』 1 頁

2)報告形式

収集方法

『H25 要領』には、収集データ項目として掲げられた各項目について、①収集方法(調査対象や収集単位、出典資料)、②データ作成方法(出典資料等からのデータ抽出・加工方法)、③集計方法(加工したデータの集計方法)、④市町村の協力(市町村の協力を得ることで調査が効率化する可能性)に関する説明がそれぞれ記されている。なお参考のために、『H25 要領』に掲げられている「C0101人口規模」に関する調査説明を以下に掲げておく。

【収集項目】年齢階級別(5歳)、性別人口

【収集範囲】行政区域

【水米型四】	门英色领
【収集単位】	町丁目単位(国勢調査の小地域単位)及びメッシュ単位(基準地域メッ
	シュ(3 次メッシュ(1km メッシュ)単位
【収集方法】	国勢調査から収集
	※地図で見る統計(統計 GIS)[政府統計の総合窓口(独立行政法人統
	計センター)〕が活用可能
	※メッシュ単位の年齢階級別データは総務省統計局に申請もしくは、総
	務省統計図書館において電子データの入手が可能

- 【留意事項】・小地域データは統計調査を実施するために設定された基本単位区の 境域を基礎としており、住居表示等に用いられている町丁・字境界・名 称と一致しない場合があることに注意が必要。
 - ・国勢調査の産業等基本集計において、都市計画の区分による人口・世帯数(総数)が公表されている。
 - ・GIS データについては、平成 7 年度以降は世界測地系データが収集 可能であり、世界測地系のデータを活用する。

データ作 <人口分布図> 成方法 ・小地域・メッシュ単位のデータから、人口密度の区分に応じて色分けするとともに、都 市計画区域や市街化区域、行政区域等をあわせて表示して図面を作成する。 人口密度(人/kmi) 0 - 100101 - 500 501 - 1000 1001 - 2000 2001 - 4000 4001 -集計方法 <集計表> ・都市計画の区分別に男女別・年齢階級(5歳階級)別にとりまとめる。 ・集計は、小地域データの活用を基本とし、小地域の境界が区域区分の境界と合致し

ない場合については、国勢調査時の区分による方法や、面積、可住地、建物数、世 帯数等により按分する方法により適宜分割し集計する。

	男			女			総計		
	0-4歳	5-9歳		合計	0-4歳	5-9歳		合計	不合宜!
行政区域	人	人		人	人	人		人	人
都市計画区域									
市街化区域									
市街化調整区域									
非線引き用途地域									
非線引き用途白地									
都市計画区域外									

市町村の	
協力	

〔出所〕 『H25 要領』 2 頁

なお、上の引用資料の項目「C0101 人口規模」に関しては市町村の協力については特に記載 はされていない。この点に関して、例えば項目「C0104 人口増減」の当該箇所には、市町村の協 力欄に「住民基本台帳データを用いた小地域単位でのデータを作成する場合、市町村の協力を 得ることが効率的」と指摘されている〔『H25 要領』5頁〕。

3) 都道府県での対応

基礎調査の実施要領の改定版として『H25 要領』が公開されたのを受けて都道府県では独自の

実施要領(以下、『(県)実施要領』)を作成し、それに基づいて実施した調査結果を『基礎調査集計・解析報告書』として関係市町村に通知する。以下では茨城県土木部都市局都市計画課が作成・公開している『都市計画基礎調査要領』(以下、『(茨城県)実施要領』)を参考に『(県)実施要領』の内容を見ておくことにする。

(i)調查項目

『H25 要領』によれば、表1に掲げた取集データ項目に関しては、「地域の実情等に応じて選択・追加することは差支えない」[H25 要領 0・2 頁]とされている。これを受けて例えば『(茨城県) 実施要領』では調査対象項目を、①定期見直し等に際して必ず調査する項目(標準項目)、②必要に応じて市町村が選択して調査する項目(選択項目)、そして③県が調査を実施する項目(県調査項目)の三つのカテゴリーに分けて調査を実施している。なお、①について県は表式報告の様式(調書)を市町村側に提示し、その報告結果を県で集約するという形で調査を実施している。

(ii)調查対象区域

調査対象区域については都市計画区域、市街化区域等となっているが、行政区域についてのデータ収集が可能な場合には行政区域全体が対象となる[(茨城県)実施要領 5 頁]。

(iii)調査時点

基礎調査の調査基準日は原則として調査年度の 6 月末日とされているが、土地利用現況調査、建物現況調査等については基準日前後の数か月にわたることも許容されている。また既存の統計調査結果を引用使用するものについてはその年度のものが用いられる。なお固定資産課税台帳を用いるものについては調査年の 1 月 1 日現在のものが用いられる〔(茨城県)実施要領 5 頁〕。(iv)作成部数等

標準項目と選択項目に関する調査結果のうち図面(地図)と調書(集計結果表)については印刷 (プリントアウト)版と CD-R(DVD-R)をそれぞれ 2 部作成し、一部は市町村で保管し他を県に提出する[(茨城県)実施要領 5 頁]。

(v)提出期限

『(茨城県)実施要領』は平成30年基礎調査の実施に関して右のような調査スケジュールを提示している。なお、各調査年度については3月末日が提出期限とされている。

(vi)色区分や使用フォントの指定

これら以外にも『(県)実施要領』には、図面による区域表示に際して使用する色区分の指定や調書への数値あるいは文字の記入方法

表3 基礎調査年度別スケジュール

年度	概要		
平成26年度	都市計画基礎調査要領の作成		
平成27年度	平成27年度分市町村実態調査		
平成28年度	平成28年度分市町村実態調査		
平成29年度	平成29年度分市町村実態調査		
十成29年度	集計•解析		

[出所][(茨城県)実施要領 3頁]

についても、全・半角、桁数などが詳細に指定されている[(茨城県)実施要領 5-12 頁]。

(vii)市町村における調査実施への対応

都道府県による『(県)実施要領』の公開を受けて市町村でもそれぞれ実施要領を定め、当該地域に係る調査を実施しその結果を都道府県に報告することになっている。

このように、県や市町村によって基礎調査の調査事項は多少異なるが、報告提出を求められているデータの範囲は極めて多岐にわたり、また併せて作成を指示されている図面の種類も多い。そ

の結果、業務遂行量の関係で自治体によっては基礎調査実施業務を外部委託するケースもある。 ちなみに独立行政法人建築研究所が2014年に市町村を対象に実施した「都市計画基礎調査の 実施状況等に関する調査」によれば、「すべて専門業者に外部委託」(60%)、「一部の調査項目 について外部委託」(12%)、「GIS 等でのデータ処理等の実外部委託」(1%)となっており、「すべ て職員により実施」と回答した市町村はわずか10%にすぎない〔建築研究所20147頁〕。

このように、基礎調査の実施業務は、職員自らが回答資料の作成にあたる場合には多大な作業量負担であり、それを外部委託する際には直接的な財政負担となる。このように調査実施者である都道府県や市町村に対して多大な人的あるいは予算的負担を強いる調査である。それでもこのような調査が実施できるのは、すでに第 4 節(1)で述べた制度的強制、すなわち都市計画法という個別業務法規を根拠に主管部局国土交通省都市局は、都道府県・市町村の所管部門に対する報告要請権限を持つというまさに業務統計に固有の組織に対する法的強制がその根拠となっている。

5. 政府業務統計における表式報告

(1) 鮫島における表式調査の二つの理解

第2節ですでに述べたように鮫島は、明治16年の「通信規則」と27年のその改正すなわち3月の「通信事項」付録様式に代わる「農商務統計様式」の採用と5月の「農商務通信規則」の「農商務統計報告規程」への改定に関連して、それらがわが国の近代統計の黎明期の産業統計の発展過程においてひとつの時代を画するものであり、「統計調査の発展史上では、この形式(表式調査-引用者)は前近代性を代表するもののひとつであったが、明治16年の「通信規則」から27年その改正にいたる10年間について、このような前近代的統計情報収集方式としての表式調査体系の完成期を作った」〔鮫島197154頁〕と指摘している。

ここで彼がこの期間を特に表式調査という調査方式の完成期とするのは、次の理由からである。すなわちその1は、「集計組織の整備されない初期段階に適応した」〔同 343 頁〕「所定の統計表様式の各マス目に調査者みずから数えあげた数値を書きこんでゆく・・・統計表の形式さえととのっていれば、その数字がどんな手続きで得られたかを問わないし、また問うこともできない」〔同 27 頁〕「前近代的統計情報収集方式としての表式調査体系」〔同 54 頁〕が明治 16 年の農商務通信規則の制定によって完成したことである。なお、この完成状態は明治 27 年 3 月と5 月の 2 つの改正をによってその一つの終焉を迎えることになる。この点について鮫島は、特に 27 年改正で工場票と会社票という個票(小票)が採用されたことに注目し、これによってこれまで専ら表式によって統計原情報の収集が行われてきた表式調査体系の一角が崩れ、「統計調査方式の近代化の歩み」 [同 54 頁〕として「表式調査から近代的な調査票形式、いわば点計調査形式への最初の移行」 [同 59 頁〕が行われたと捉えている。

このように鮫島は、それまで専ら表式調査として実施されてきた物産表・農産表²⁾の作成のための統計原情報の収集に部分的にとはいえ工場票・会社票という個票に基づく調査が導入された点をわが国の統計調査史に見られる次の発展段階への移行の開始として高く評価する。このことは、彼が表式調査と点計(個票)調査とを対置し、しかも表式調査が個票調査によって早晩取って代わ

_

²⁾ 明治 10(1877)年に「府県物産表」は整理改正され、以後は「農産表」として作成される。

られる前近代的調査方式として位置づけていることを意味する。

ところで鮫島は、このように調査の発展段階論的な視点から表式調査を統計調査史の中に位置づける一方で、それが「数字による報告形式でもあるので、今日でも業務統計に多く利用されている」 「同 343 頁」と、一見矛盾するかのような指摘も行っている。

基礎調査の実施に向けて作成された『H25 要領』によれば、収集データ項目の「集計方法」欄に示されている<集計表>の各セルには、既存の公的統計あるいは自治体が保有する行政情報から得られるデータに基づく該当する集計値を記入した集計表を作成し報告するように指示されている。一方、政府業務統計(第1・第2形態)では、中央の所管部局は地方自治体の所管課あるいは地方直轄組織に対し、行政区や地方組織が管轄する区域を対象境域として窓口で受理した届出・申告あるいは行政行為によって把握した事象に関する業務処理件数等についての定型による表式報告を求めている。そこで以下では、政府業務統計の第1・第2形態と基礎調査での表式報告情報と表式調査におけるそれが持つ意味について考察する。

(2)表式調査と政府業務統計の第1・第2形態における表式報告情報

政府業務統計の第1・第2形態に属する諸統計においては、提示された表式の各セルに記入される数値は、それが組織外の者からの届出・申告あるいは行政の遂行過程で当該行政機関自らによって作成されたかを問わず、行政組織が所管業務として得た行政情報をその情報源としている。

このような政府業務統計では、自治体等の行政機関の窓口で受理した届書ないしは行政機関自体による行政行為の遂行過程で調書等の形で把握された基本的に個体ベースでの行政情報について、その把握件数や行政記録に記載された数量、価額等の統計原情報が所定の書式に従って地域ごとに集約され、所定の報告系統に従って上位機関に報告される。なおここでいう地域とは、市区町村等の行政区あるいは行政機関の地方出先組織が所管する境域にあたる。業務統計の報告規程では、それぞれの行政機関の末端を構成する組織が統計の報告単位となっている。このことは、それらが個票調査の場合に個人や世帯、事業所や企業といった個体が報告単位であるのと異なり、いわば二次的な報告単位となっているのをその特徴とする。その意味で表式報告は、データ形式としては地域ベースでの報告単位による当該地域の一定期間の集約結果という集計量による報告という形をとる。

第 2 節で紹介したように、各セルに記載されたデータの質について、表式調査は「その数字がどんな手続きでえられたかを問わないし、また問うこともできない」〔鮫島 1971 27 頁〕調査方式とされてきた。この点に関しては、政府業務統計における地方行政組織から提出される表式報告の各セルに記載されたデータの対象反映性という点での質は、むしろ記載される集計量の統計原情報である個体ベースの行政情報そのものに直接依存している。

また、表式調査は集計技術の未発達な段階における調査方式ともされてきた。今日、十分な集計能力を享受できる環境下にある統計作成機関がなお表式報告という形での既存の公的統計・行政記録からの統計情報の収集方法を維持し続けているのかを、かつての表式調査におけるような単に情報技術面での制約だけで説明することはできない。このような表式報告という形での組織間での情報の流れが存続する点については、業務統計での末端組織からの表式報告が各組織の業務遂行量の把握という側面も併せ持つ点を考慮すれば、情報技術的な集計能力というよりは

業務遂行の主体である行政機関が持つ固有の組織論理にその存続の根拠があると見るべきであるう。

(3)表式調査と基礎調査における表式情報

第 4 節では、『H25 要領』や『(県)作成要領』等を検討の材料として基礎調査の調査計画を概観した。第 4 節(1)に既述したように、この調査は「都市計画法」という個別業務法規を根拠に、必要に応じて市町村の協力を得つつ都道府県が実施する政府業務統計のひとつである。とはいえこの調査は、行政組織からの表式報告という点で政府業務統計の第 1・第 2 形態に属する諸統計と共通の側面を持つ一方でそれらとは性格を異にする要素も持つ。

まず共通性については、『H25 要領』に記されたデータの「収集方法」にも記載されているように、 基礎調査の場合には国勢調査等の公的統計の既存データあるいは他の行政部門が作成、維持 している行政記録等がその情報源となっている。その点でこれまで表式調査という調査方式の欠 陥とされてきた各セルに記入されるデータの質を問うことができない点に関しては、基礎調査の場 合にも表式報告に記載される集計量としての情報の質にではなく、それらの統計原情報である公 的統計あるいは行政記録の質に依存する。

他方で基礎調査は、政府業務統計の第 1·第 2 形態と異なり、以下のような統計作成上の特徴を持つ。

まず、上述した建築研究所の調査回答自治体の半数を超える 58%が、2014 年 7 月時点でその前年 6 月に公表された『H25 要領』が存在するのを「知らなかった」と答えている〔建築研究所 2014 8 頁〕。ちなみに調査回答市町村の 8%では先行版の作成マニュアルである『S62 要領』に従って調査を実施している〔同 6 頁〕。この点で全国統一の報告様式をさだめ、「農商務統計通信規則」によって県 \to 郡・市 \to 町村へとそれを下達し、その結果報告を上申させることで作成されていた表式調査の完成期における農産表と比べれば、基礎調査における中央からの指示は報告の一貫性を欠いたものとなっている。

また表式報告の各セルに記入するデータについて『H25 要領』は、「収集方法」として個体ベースで収集された公的統計(あるいは行政情報)の既存のデータないしは個票情報の独自再集計による結果を記載するよう指示している。これは、データの根拠が必ずしも明らかでない記入者による独自推算なども含むものも表式のセルに記入されていたかつての表式調査とは異なり、基礎調査の表式報告の各セルには、個票に基づく調査などによって個体ベースで把握された統計原情報集約結果が転記される。

調査方式としての完成期の表式調査では、調査は全国共通の統一的な表式様式を用いて実施され、得られた結果は町村、市郡、府県というそれぞれの地域単位でそれぞれ逐次集約され、独自の組織内での報告系統を経て上申され、府県計さらには全国計が作成されるように調査設計されている。これに対して基礎調査では、調査の標準実施マニュアルである『H25 要領』を見ると、そこには調査実施のおおまかな方向づけが与えられているだけで、具体的な調査実施の細部については実施当事者である都道府県の裁量に委ねられている。

一般に政府業務統計の第 1·第 2 形態に属する諸統計については、地方の出先組織あるいは 自治体の窓口が把握した個々の行政記録に記載された情報を統計原情報とする表式報告の内 容は、行政組織の報告系統を経由して積み上げ再集計され、最終的に全国計の形に集約される。 この点は、かつての完成期にある表式調査で全国統一の表式様式を用いて収集された統計原情報が町村→市郡→府県→全国と逐次積み上げ集計されたのと同様である。

これに対して基礎調査の場合には、調査の実施にあたって、必要に応じて市町村の協力を得て 実施するとされており、具体的な調査項目等も県あるいは市町村によって多少異なっており、収集 される全ての項目についての県全体あるいは全国レベルでの比較可能な集計値の獲得を調査目 的としているわけではない。これは基礎調査が、それぞれの地域における立地適正化計画など都 市計画策定作業をデータ面での支援を目的としていることによる。

(4) 小括

以上みてきたように、政府業務統計の第 1・第 2 形態と基礎調査における自治体や行政機関からの統計情報の表式報告は、完成期における表式調査におけるそれとの間での形式的類似性とともにいくつかの相違点を持つ。そこでこれらにおける統計原情報の獲得過程、その質、集約の地域単位などを整理したのが表 2 である。

	≠ - 半細木					
	表式調査	第1形態	第2形態	基礎調査		
表式中の数値の 情報性格	統計原情報					
統計原情報の獲 得者	集落等の区長等	・市区町村窓口 ・出先機関窓口	行政機関の業務執行担当 者	・調査票情報 ・行政個体情報		
統計原情報の獲 得方法	不問	申告・届出の カバレッジ	行政行為の執行 のカバレッジ	・個票調査による把握 ・行政情報のカバレッジ		
情報の品質	不問	申告・届出行政情報 の品質	行政調書情報 の品質	・公的統計の品質・行政情報の品質		
情報の第1次取り 纏め境域	集落、市町村等	行政区域・行政機関の地 方出先機関の所管区域	行政機関の地方出先 機関の所管区域	都道府県(市町村)		
報告系統	報告者→町村→ 市郡→府県→国	・市区町村→都道府県→ 国 ・地方出先機関→地域統 括機関→国	・地方出先機関→地域統 括機関→国	・都道府県 ・市町村→県		

表2 表式調査と業務統計における表形式での報告徴集

自治体や国の行政機関における上位組織による下位組織からの表式報告による集計量という データ形式でのデータの流れの形式的側面だけに注目した場合、政府業務統計の第1・第2形態 や基礎調査と完成期における表式調査に見られる統一様式に基づく情報収集について、「表式 調査は数字による報告形式でもあるので、今日でも業務統計に多く利用されている」との鮫島の主 張は一応妥当性を持ち、表式調査と業務統計の間の統計上の概念整理を行う上で有意義な指 摘であるように思われる。

しかし他方で基礎調査も含めた広義の政府業務統計の作成過程で表式の各セルへの集計量の記入という形で報告が求められる統計情報は、基本的に個体情報として存在する行政情報あるいは個票調査に基づく公的統計の調査票情報を統計原情報として持つ。その意味では各セル値は統計原情報そのものではなく、既存の統計原情報の集約結果としていわば二次的情報に相当する。これに対して表式調査で表式として提示された集計表形式での調査様式(調査票)の各セルに記載された数値は、当該情報の由来や根拠をそれ以上問うことのできない文字通りの統計原情

報に他ならない。

業務統計の場合、作成される統計の質はその作成過程に見られる表式報告としてのデータの 集約方式にではなく、そこで統計原情報として用いられる行政情報の質に依存する。すなわち、そ こでの表形式による既存の行政情報の統計的集約は単なる集計行為に他ならず、作成される業 務統計の質がこのようなデータ形式に依存しているわけではない。表式の各セルに地域集計値と して記載される数値は、データ論的には統計原情報としての個体データへの遡及可能性を内在さ せている。この点で個体ベースの行政情報を統計原情報に持つ業務統計については、表式での 地域別積み上げという形での通常の業務統計の作成に加え、個体ベースでの統計情報の分析的 利用にも対応した二面的な情報価値を持つ。

これに対して表式調査の場合には、各セルに記載される数値の根拠は不問とされ記載された結果そのものに意味が付与される。従って、それらはまさに統計作成の出発点となる統計原情報としての性格を持つ。その意味で表式調査の表式の各セルに記載された数値は、その由来や根拠をそれ以上問うことのできない本源的に集計量として与えられる情報であるといえる。

第 2 節で紹介したように、表式調査については個票調査方式に先行する前近代的な調査方式 とされてきた。表式調査に対するこのような評価は、表式報告という調査方式にではなく、表式によ る統計原情報の収集というまさにその点に向けられるべきであろう。

むすび

表式調査は推算や個票調査などとともに統計の作成方式のひとつとして知られている。これに対して業務統計は、調査統計と並んで政府統計体系を構成する統計の種類を示す概念である。このように相互に異質な統計概念である表式調査と業務統計の関係について、筆者はそれをどう捉えるべきかということをこれまで自問してきた。他方で冒頭にも指摘したように、個票調査から得られる個々の統計単位に関する調査票情報を基底概念とした統計情報論を構想する中で、個体ベースでの調査票情報が持つ情報特性を明らかにするために集計量の形で統計原情報の把握を行う調査方式としての表式調査にも関心を寄せてきた。このような動機から本稿では、業務統計の作成過程に見られる表式報告と表式調査でのそれとを比較考察することで、統計原情報の獲得という側面から表式調査が持ついくつかの特徴点を明らかにした。

本稿の第 1 節ではわが国の明治中期に調査方式としての完成形を見る表式調査の変遷、展開 過程を考察し、第 2 節では、表式調査に対してこれまでの統計学における通説を概観した。また本稿の後半部分では、業務統計の作成過程に見られる表式報告と表式調査における統計原情報との異同を中心に考察した。そのための準備的考察として第 3 節では[上杉 1960]に依拠しながら政府業務統計の第 1・第 2 形態における統計原情報の個体情報としての情報特性とその帰結としてのその二方向への展開可能性を考察した。政府業務統計を行政機関が個別行政法規を根拠に作成する統計と定義した場合、上杉が第 1・第 2 形態とした統計以外にも業務統計のカテゴリーに属するものが存在しうる。第 4 節はその一例として都市計画基礎調査を取り上げ、調査実施の根拠定及び調査計画等を考察したものである。そして第 5 節では表式調査と政府業務統計の第 1・第 2 形態、また表式調査と基礎調査における表式報告の比較考察を行った。以下に今回明らかにできた点についていくつかコメントを加えることで本稿のむすびとしたい。

まず表式調査では一定の地域を対象範囲として統計原情報の獲得が行われる。そこでは対象 地域内の個体が一体をなす集団として把握され、個体ベースの統計原情報の収集という行為に 踏み込むことなくその由来なり根拠を不問としたままに表式の各セルに記載された数字に統計原 情報としての意味が付与される。その限りでは集計量として与えられるこれらの数値についてその 品質の確認ができない統計原情報の獲得という表式調査に対する消極的評価は妥当性を持つ。

これに対して業務統計に見られる地方行政組織からの表式報告の場合は、明らかにこれと事情を異にする。第1、第2形態のいずれに属する業務統計においても、統計原情報となる情報はすでに行政記録として収集済みであり、表式報告は報告者の立場に立つ各行政組織に対して既存の行政記録が持つ統計原情報部分の所管境域について取りまとめ結果の報告要請に他ならず、表式調査における統計原情報の収集とは本質的に異質である。そこでは、表式報告中のセルの数字の品質が仮に問題になる場合にも、表式というデータの取りまとめ方ではなく、そこではあくまでも個体ベースでの申告や届出あるいは行政調書として把握された行政記録そのものの現実反映性の質が問われる。

このように表式調査において得られたデータの品質が仮に問題であるとした場合にも、それは表式という調査様式の形式が問題なのではなく、むしろそれによって把握される集計量としての統計原情報において、それが本来反映すべき集団を構成する個々の要素(統計単位)に帰属する個体情報への遡及可能性が断たれている点こそが問題の核心である。

政府業務統計の第1・第2形態がその作成過程において形式として表式調査に類似した行政所管地域による表式報告の仕組みを内蔵していることから、あるいは業務統計が表式調査の一形態であるかのような解釈が成り立つかのような印象さえ受ける。この点については、今回、政府業務統計の第1・第2形態に属しない業務統計の事例のひとつとして取り上げた基礎調査も含め、業務統計の場合には表式報告の各セルに集計量の形で書き込まれる集計値には、統計の作成過程においてそれに先行する情報として個体ベースでの行政記録によって把握された統計原情報あるいは国勢調査のような個票調査による調査票情報が存在しており、それへの遡及可能性さらには個体ベースでの統計情報の分析的利用が可能であるという点で表式調査と決定的に異なる。

第2節でも見たように、多くの論者は表式調査を統計調査史において、個票調査に先立つ前近代的調査方式と位置づけている。そのような中で統計調査の在り方をその時々の歴史の現実、特に社会経済活動の展開範囲の広がりと関連づけて捉える木村は、表式調査に対して、それを単に稚拙で前近代的な調査方式としてではなく当時の社会の在り様にむしろ適合した属地的調査方式という積極的意味づけを与えている。しかし、社会経済活動が広域化しグローバル化する中で表式調査の調査方式としての存立基盤は消滅し、属人的な個票に基づく調査へと代替されることになる。その意味では木村もまた他の論者と同様に、発展段階論的な表式調査から個票調査への調査方式の交代という立場を共有している。

とはいえ、統計の作成方式をそれが反映すべき現実の社会経済の在り様と関連づけて捉えるという木村の視点は貴重である。なぜなら統計調査史を現実の社会経済の在り様の中に調査方式の展開を捉えることで、次代の統計作成システムを必然化する現実社会の萌芽的な動きやその長期的な方向を的確に見極めることができるからである。

ところで、属地的把握に最も適合した社会経済活動という木村が表式調査の存立基盤とする状況が事実上消滅した現在、なお政府業務統計が表式報告という統計作成メカニズムを維持してい

る理由はどこにあるのであろうか。これについての筆者の理解は以下のようなものである。すなわち、社会経済活動が広域化・グローバル化する中で、特定の時点における瞬間撮影(snapshot)的意味を持つ統計調査による現実の静態把握とは異なり、任意の時点・場所において生起しうる事象(event)に対する悉皆的な統計的把握を行うためには、境域全体を網羅的に把握できる体制の構築とその維持が不可欠である。全境域を行政区域という相互に背反的なポリゴン(地域単位)によって網羅的にカバーしたいわば zone defense 的な常設の業務ネットワークを構築することで、経時的にも空間的にも欠損部分を持たない把握体制を基礎とした統計作成機能の一環として組み込まれた表式報告の存在根拠があると考える。このような統計作成の仕組みは、第 1 に業務統計がその把握を得意とする動態事象の生起(イベント発生)に対して行政が空間的に相互に背反的でしかも網羅的に設定された行政的境域区分による捕捉システムを構築していること、そして第 2 にそれぞれの組織による業務遂行量の把握が組織そのものの体制の維持管理に一定の意味を持ついわば組織の論理によって制度的に根拠づけられているように思われる。

〔文献〕

農林大臣官房統計課(1932)『明治2年以降農林省統計関係法規輯覧』東京統計協会近藤康男(1941)『農林統計改正要旨』日本評論社

日本統計研究所編(1960)『日本統計発達史』東京大学出版会

上杉正一郎(1960)「資本主義国における第二義統計の諸形態」『統計学』第8号 足利末男(1966)『社会統計学史』三一書房

相原茂·鮫島龍行編(1971)『統計日本経済—経済発展を通してみた日本統計史—』筑摩書房 原政司(1980)『農業統計発達史』日本経済評論社

総務庁統計局統計基準部(1985)『統計行政の中長期構想-統計審議会答申-』

木村太郎(1992)『(改定)統計・統計方法・統計学』 産業統計研究社

森博美(1992)「業務統計の作成論理とその構造」『経済志林』第59巻第4号

森博美(2007a)「我が国政府統計の展開と展望ー政府統計は現実をどう反映してきたかー」

(財)日本統計協会『統計』1月号

森博美(2007b)「統計把握空間と個体情報の潜在的情報特性について」経済統計学会政府 統計研究部会『ニュースレター』No.2

森博美(2009)「統計個票情報の情報特性について」『経済志林』第 76 巻第 4 号 国土交通省都市局(2013)『都市計画基礎調査実施要領 \mathbb{I} http://www.mlit.go.jp/common/001002474.pdf

森博美(2011a)「統計調査における地点情報の把握による統計の情報価値の新たな展開可能性について」『経済志林』第78巻第3号

森博美(2011b)「位置情報を用いた調査票情報の情報価値の拡張とその分析的意義について」 『オケージョナルペーパー』法政大学日本統計研究所 No.25

森博美(2012a)「データ統合の観点から見たデータキャリア情報の統計的利用可能性について」 『経済志林』第79巻第3号

森博美(2012b)「場所特性変数の付加による個体レコードの拡張についてパオケージョナルペ

ーパー』法政大学日本統計研究所 No.36

森博美(2013a)「行政記録情報の情報形態と表式調査」『ディスカッション・ペーパー』法政大学日本統計研究所 No.1

森博美(2013b)「昭和 15 年農林統計改正と調査票情報について」『オケージョナルペーパー』 法政大学日本統計研究所 No.38

森博美(2013c)「わが国農業生産統計における表式調査の展開 – 府県物産表から昭和 15 年農林統計改正まで – 」『ディスカッション・ペーパー』法政大学日本統計研究所 No.3

森博美(2013d)「統計の調査票情報とデータインテグレーションによる情報の拡張」『日本公衆衛生雑誌』第60巻第10号特別付録

独立行政法人建築研究所(2014)「市区町村での都市計画基礎調査の実施状況等に関する調査」 https://www.kenken.go.jp/japanese/research/hou/cpbs/cpbs2014tr_v2.pdf

森博美(2014)「データ統合の観点から見た調査票情報の意味について」『オケージョナルペーパー』法政大学日本統計研究所 No.43

森博美(2015)「調査票情報の情報特性とその拡張性について-位置情報による拡張を中心に-」 『立教経済学研究』第68巻第2号

森博美(2017)「データ論の観点から見た表式による収集統計情報の情報性格について-明治 27年農商務通信規則の改定を手掛りに-」『ディスカッション・ペーパー』法政大学日本統計研究 所 No.13

札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課(2017)「都市計画基礎調査業務 仕様書」 https://www.city.sapporo.jp/keikaku/documents/shiyosyo_2.pdf

国土交通省(2018)『都市計画運用指針』http://www.mlit.go.jp/common/001247842.pdf
Mayr、Georg von(1914)、 Statistik und Gesellschaftlehre、Erster Band. Theoretische
Statistik.(大橋隆憲訳(1943)『統計学の本質と方法』小島書店)

日本統計研究所

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
73	つくば EX 沿線における地域間人口移動について	2017.01
	「チャイニーズ」と「ホワイト」との間で-1852年カリフォルニア州センサスにおける中国	2017 01
75	人をめぐる調査の実態- 鉄道開業前・後期における鉄道沿線域内人口移動について-つくば EX 沿線	2017.01
10	域内 18 市・区間の移動を事例として一	2017.02
76	首都圏南西翼地域における距離帯間・距離帯内移動について	2017.02
77	首都 60 キロ圏における移動ホットスポットの検出	2017.03
78	地域間移動における転出・転入移動圏とその特徴―首都 60 キロ圏を対象地域	
	として-	2017.04
79	首都 60 キロ圏における 20 歳代移動者の移動圏について	2017.04
80	1880 年ドイツ帝国営業調査構想について-エンゲルの「建白書」を中心にして-	2017.04
81	転出入移動圏から見た地域人口移動の方向的特性について	2017.05
82	ビスマルク政権とプロイセン統計局 1862-82 年-エンゲルのプロイセン統計局	
	退陣をめぐって—	2017.05
83	角度情報を用いた東京 40キロ圏の子育期世代の移動分析	2017.06
84	移動選好度による居住移動圏の検出-住民基本台帳人口移動報告「参考表」	
	(2012-16 年)による分析―	2017.10
85	九州・沖縄地方の域内移動から見た移動圏とその構造	2018.01
86	QGIS による西武国分寺線沿線の産業構造分析	2018.02
87	The Simulation Results of Expenditure Patterns of Virtual Marriage	
	Households Consisting of Working Couples Synthesized by Statistical Matching Method	2018.03
88		2018.03
89		2018.04
	居住地移動者数の将来動向に関する一考察-2016-20 年期~2046-50 年期の	
	都道府県間比較一	2018.04
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09

オケージョナル・ペーパー No.93

2018年9月25日

発行所法政大学日本統計研究所〒194-0298東京都町田市相原 4342Tel042-783-2325、2326Fax042-783-2332jsri@adm.hosei.ac.jp発行人菅